

石木ダム地権者、却下求める 道路工事妨害禁止申し立て巡り

石木ダム（川棚町）の建設計画にともなう付け替え道路工事をめぐり、県が地権者ら23人を相手取り、工事妨害を禁止するよう求めた仮処分申し立ての第1回審尋が18日、長崎地裁佐世保支部（森岡礼子裁判長）であった。地権者らは「道路建設に反対はしているが妨害はしていない」と申し立ての却下を求めた。

審尋は非公開。終了後に地権者側の弁護士団が集会で支援者に報告した。馬奈木昭雄団長によると、23人がそれぞれ行ったとする妨害行為を具体的に明らかにするよう県側に求めたという。県は取材に対し、「審

尋の内容は明らかにできない」とした。次回は10月24日。

一方、県収用委員会は18日、地権者4世帯の農地について、県と佐世保市が出した強制収用に向けた裁決申請を受理した。10月21日の委員会で、裁決手続きの開始や審理日程について話し合う。

2014.9.19
朝日新聞